

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○県議会臨時会の招集（七六六・財政課）	1
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（七七七・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（七八八・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定施術者の事業の廃止（七六九・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（七七〇・福祉政策課）	2
○結核予防法による医療機関の指定（七七一・湯沢保健所）	2
○農地保有合理化事業規程の変更の承認（七七二・農林政策課）	3

○地域森林計画の変更の予定（七七三〜七七五・水と緑推進課）| | |
| --- | --- |
| ○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（七七六、七七七・都市計画課） | 3 |
| ○道路区域の変更（七七八・道路課） | 4 |
| ○道路の供用開始（七七九・道路課） | 4 |

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活動支援室）	4
○土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）	4
○県営土地改良事業の換地処分（秋田地域振興局農林部）	2
○暖房用燃料単価契約に係る一般競争入札の実施（会計管財課）	4
○特定調達契約に係る落札者の決定（総務事務センター）	5

告 示

秋田県告示第七百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百二条第三項の規定により、平成十八年十一月十四日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次

のとおり告示する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 平成十七年度秋田県歳入歳出決算の認定について
- 二 平成十七年度秋田県一般会計の継続費の精算報告
- 三 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 四 物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 五 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 六 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 七 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 八 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 九 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十 道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

秋田県告示第七百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
長沼医院	長 沼 敏 雄	男鹿市船越字本町十三番五	平成十八年九月三十日
河畔薬局ジャスコ大館店	役 有 限 会 社 エ ス ワ イ エ ス 代 表 取 締	大館市御成町三丁目一番一号	平成十八年八月二十日

秋田県告示第七百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
よしだ内科クリニック	吉 田 賢 志	男鹿市船越字本町十二番地一	内科、循環器科、呼吸器	平成十八年十月一日

長沼医院	長 沼 敏 雄	男鹿市船越字本町十三番十七	内科、消化器科	平成十八年十月一日
ネクサス薬局うごまち店	ネクサス株式会社 代表取締役	雄勝郡羽後町字稲荷九十四―二	調剤薬局	平成十八年九月一日
羽後調剤薬局	株式会社ファーマックス 代表取締役	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸通四十四―六	調剤薬局	平成十八年九月十五日
日本調剤 羽後薬局	日本調剤株式会社 代表取締役	雄勝郡羽後町字南西馬音内百六十九―三	調剤薬局	平成十八年九月十五日
あおば調剤薬局羽後店	有限会社ネクスト 代表取締役	雄勝郡羽後町字南西馬音内百七十一番地三	調剤薬局	平成十八年九月十五日
ハート薬局	有限会社ハート 代表取締役	由利本荘市裏尾崎町八	調剤薬局	平成十八年九月一日
あひる調剤薬局	株式会社ダック 代表取締役	男鹿市船越字本町三番	調剤薬局	平成十八年九月十一日

秋田県告示第七百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施

術者から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第
二号の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
松 田 幸 年	松田整骨院	雄勝郡羽後町西馬音内字中野二十八―五	平成十八年六月十二日

秋田県告示第七百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五
条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
松 田 恵 美 子	松田整骨院	雄勝郡羽後町西馬音内字中野二十八―五	柔道整復	平成十八年八月二十二日

秋田県告示第七百七十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項

の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、
結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五

第一項の規定に基づき、告示する。
平成十八年十一月七日

名 称	所 在 地	指定年月日
後藤医院	秋田県湯沢市中野百八十一	平成十八年十月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百七十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八
条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変
更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五
項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
社団法人三種町琴丘農業公社

二 農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号及び第四号に掲
げる事業

三 変更内容
法人及び事業実施区域の名称の変更

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十八年十月二十日

秋田県告示第七百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規
定により、米代川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一
項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
縦覧に供する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
米代川森林計画区 米代川地域森林計画変更計画書の案及び
森林計画図の案

二 縦覧期間 平成十八年十一月七日から同年十二月七日まで
三 縦覧場所 農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部
森づくり推進課

秋田県告示第七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規
定により、雄物川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一
項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
縦覧に供する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び
森林計画図の案

二 縦覧期間 平成十八年十一月七日から同年十二月七日まで
三 縦覧場所 農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部
森づくり推進課

秋田県告示第七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規
定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一
項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
縦覧に供する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び
森林計画図の案

二 縦覧期間 平成十八年十一月七日から同年十二月七日まで
三 縦覧場所 農林水産部水と緑推進課及び各地域振興局農林部
森づくり推進課

秋田県告示第七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規
定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用す
る同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該
都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知
事に意見書を提出することができる。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類
臨港地区

二 都市計画の案の名称
秋田都市計画臨港地区（秋田港臨港地区）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 秋田市土崎港西一丁目の一部
削除する部分 秋田市寺内字蛭根、八橋字下八橋、川尻町字
大川反、新屋天秤野、新屋豊町及び茨島三丁目

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部用地課
(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間
平成十八年十一月七日（火）から同月二十一日（火）まで

秋田県告示第七百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規
定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用す
る同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該
都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知
事に意見書を提出することができる。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 都市計画の種類
道路

二 都市計画の案の名称
秋田都市計画道路（三・二・三号下浜八橋線）の変更
都市計画を変更する土地の区域

三 変更する部分 秋田市浜田字境川の一部
追加する部分 秋田市下浜羽川字上浜、字上野、字下川原、
字古堂、字浜稲場、字下山、字水垂、字五郎池及び字横長根、
下浜長浜字長坂、字高安森、字観音道脇、字柳沢道脇、字芹沢
道脇、字藤木台、字桑ノ木台及び字兜森並びに下浜桂根字浜田、
字浜添及び字境川の各一部

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
(二) 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部用地課
(三) 秋田市山王一丁目一番一号 秋田市都市整備部都市計画課
(四) 秋田市下浜羽川字下野一番七十六号 秋田市下浜地域セ
ンター

五 都市計画の案の縦覧期間
平成十八年十一月七日（火）から同月二十一日（火）まで

秋田県告示第七百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 県		道路の種類	
新	旧	旧新別	路 線 名
秋田八郎潟線	秋田八郎潟線		
秋田市添川字境内川原二〇六番一地先から字飛鳥田一五番一地先まで	C	区 間	敷地の幅員（メートル）
	秋田市添川字境内川原二四三番二地先から字添川一〇四番六地先まで		
一三・五〇〇一七・〇〇	一四・〇〇〇二九・〇〇		延長（キロメートル）
〇・二九七	〇・〇二五		
七・〇〇〇八・〇〇	〇・〇五九		
一三・五〇〇一七・〇〇	〇・二九七		

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十一月七日から同月二十日まで

秋田県告示第七百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	百五号	由利本荘市大谷字鍋倉二九番二地先から字大谷四七番地先まで

二 供用開始の期日 平成十八年十一月七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十一月七日から同月二十日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の

規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年十月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人秋田すこやかライフ

三 代表者の氏名

伊 藤 繁

四 主たる事務所の所在地

秋田県由利本荘市石脇字尾花沢五十六番地五十六

五 定款に記載された目的

この法人は秋田県内の高齢者や障害者などが、介護や支援を必要とする時、質の高いサービスを選択し、利用できるように必要な情報の提供を行う。地域住民や青少年、児童等が健全に成長できるための見守りや社会への啓発活動を行うほか、誰もがすこやかで安心安全な生活が送れるよう努め、社会的に弱い立場にある高齢者や障害者・青少年などの福祉の増進に寄与する。又、環境保全に努め、豊かな自然環境を未来につなぐ活動などを行うことを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項

の規定により、大館市土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年十月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十八年十月二十六日県営土地改良事業（芝野東部地区第一工区は場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十八年十月二十六日県営土地改良事業（芝野東部地区第二工区は場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）
- 重油 十一万リットル
- (二) 購入物品の仕様等
- 日本工業規格一種一号
- その他入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
- 契約した日から平成十九年三月三十一日（土）まで
- (四) 納入場所
- 秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局会計管財課（電話番号〇一八―八六〇―二七三三）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十一月七日（火）から同年十一月十四日（火）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十八年十一月十七日（金）午後一時三十分
- 秋田県庁地下一階会計管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 入札金額は一リットル当たりの単価とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円

- 未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 暖房用燃料単価契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
- 平成十八年十一月七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）
- 灯油 五万リットル
- (二) 購入物品の仕様等
- 日本工業規格一号
- その他入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
- 契約した日から平成十九年三月三十一日（土）まで
- (四) 納入場所
- 秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (四) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並

- びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局会計管財課（電話番号〇一八―八六〇―二七三三）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十一月七日（火）から同年十一月十四日（火）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- 平成十八年十一月十七日（金）午後二時
- 秋田県庁地下一階会計管財課入札室
- 五 入札保証金
- 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- 入札金額は一リットル当たりの単価とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示

する。

平成十八年十一月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 落札に係る物品の名称及び数量

電子計算組織 五式

二(一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

三(一) 落札者を決定した日

平成十八年十月十六日

四(一) 落札者の名称及び住所

東光コンピュータ・サービス株式会社 秋田支店 秋田市

八橋イサノ二丁目十五―二十五

五(一) 落札金額

二千二百三十三万八千七百五十円

六(一) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七(一) 一般競争入札の公告を行った日

平成十八年八月二十九日

二(一) 落札に係る物品の名称及び数量

ナノインプリント装置 一式

三(一) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

四(一) 落札者を決定した日

平成十八年十月二十日

五(一) 落札者の名称及び住所

イーヴィグループジャパン株式会社 横浜市港北区篠原町

三千十四―二

六(一) 落札金額

四千四百八十万千四百円

七(一) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八(一) 一般競争入札の公告を行った日

平成十八年九月五日

発行者

秋 田 県

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 063-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-sansu.co.jp

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄